

# アンチダンピング（AD）措置の迂回防止制度の概要

令和8年4月

貿易経済安全保障局 貿易管理部 特殊関税等調査室

**1. 基本編**

**2. 実践編**

# 1. 基本編

- AD措置の迂回とは何か
- AD迂回防止措置の使い方  
(申請～調査～発動)
- **実践編**

# アンチダンピング(AD)措置の迂回とは何か

- AD関税の課税命令に服すべき者が課税を免れるため、課税命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には課税命令前と同等の商業行為のこと。

## イメージ (第3国迂回の例)



# AD迂回防止措置の使い方（申請～調査～発動の概要）

- AD関税の迂回防止措置は、原則、民間事業者からの申請と、政府による調査を経て、要件を満たせば発動される。課税期間は原措置の終了期限まで、原措置が延長されれば迂回措置も延長される。
- AD迂回防止措置発動の要件は類型によって異なる。民間事業者は、申請書を作成することや、調査段階において政府からの質問状に回答すること等が求められる。

## AD迂回防止措置発動の3類型※

### ① 第三国迂回

- ・原措置の調査開始後に第三国からの輸入の増加
- ・迂回貨物の価額に占める原措置国産材料の価額の割合が概ね60%より大きい

### ② 軽微変更迂回

- ・原措置の調査開始後に原措置対象国からの軽微変更貨物の輸入の増加

### ③ 輸入国迂回

- ・原措置の調査開始後に原措置対象国からの材料の輸入の増加
- ・本邦で加工される迂回貨物の価額に占める原措置国産材料の価額の割合が概ね60%より大きい。

※AD迂回防止措置発動の要件については、実践編で詳しくご説明します。

## 申請～発動にあたって必要となる作業

### ① 【申請書の作成】

迂回輸入の事実、国内産業への損害を、合理的に入手できる情報を基に説明する

★申請書作成の手引きをご用意しています！

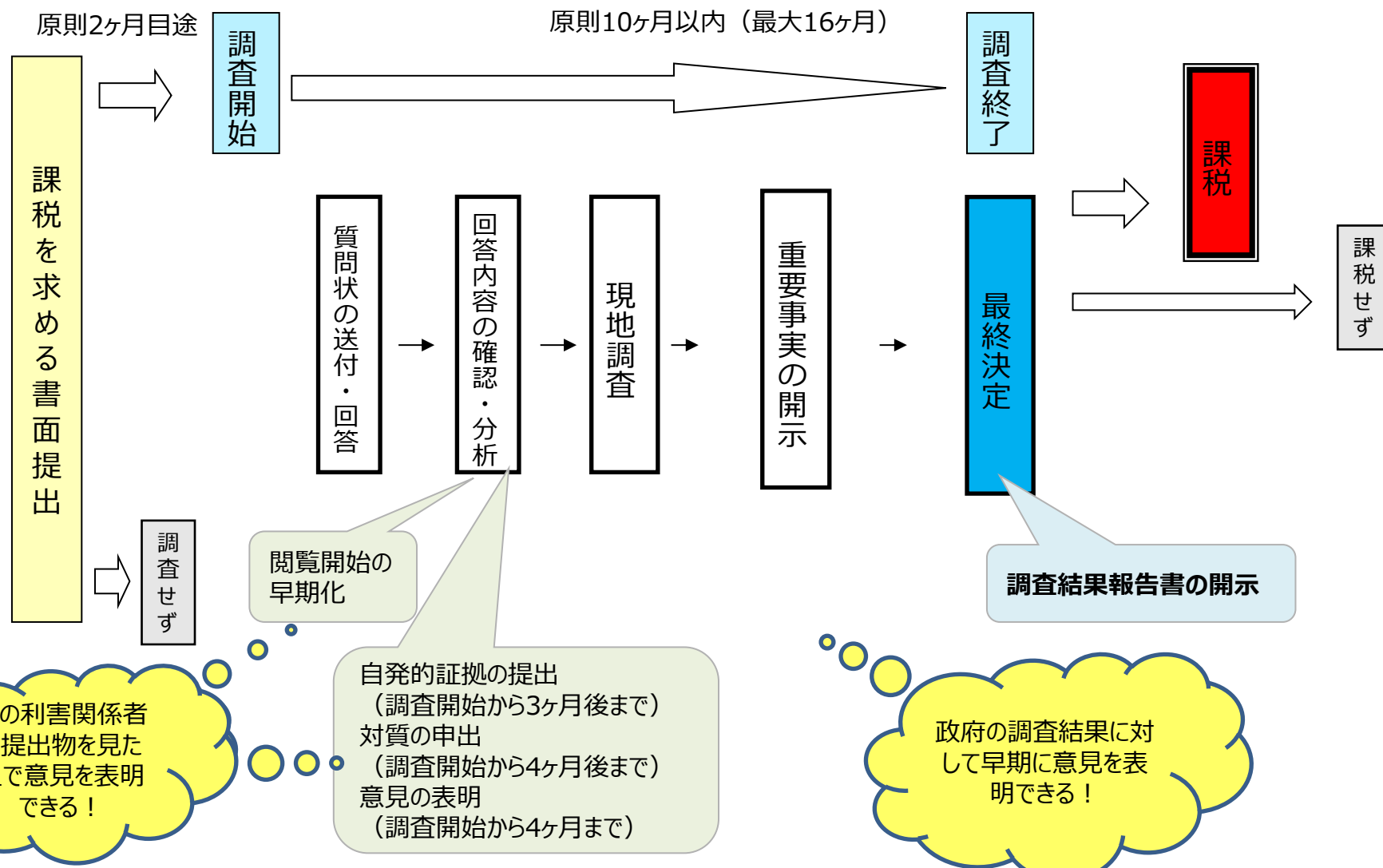
### ② 【質問状への回答等】

調査当局が左記の発動要件を認定するための質問に回答、裏付ける資料を提出

### ③ 【その他証拠・意見の提出等】

他の利害関係者（例：輸出国生産者）による相対する主張への意見や証拠を、調査当局に提出

# 【参考】AD迂回防止調査プロセスの詳細



※期限は、調査開始時の告示で明示  
※産業上の使用者（ユーザー）は利害関係者ではないが、情報提供や意見表明は可能。

# 【FAQ】申請にあたっては業界内での合意が必要ですか？

- 申請段階・調査開始段階においては業界内の一定の合意が必要となる場合があります。  
調査開始時の要件の確認については、政府が行うことも可能です。

## 申請時に必要となる要件

$$\frac{\text{申請者の生産高} (\times)}{\text{国内総生産高} (\times)} \geq 25\%$$

※ここでは、「輸入生産者」等の生産高は除かれます。（「調査開始時に必要となる要件」についても同様です。）

\* 原措置調査開始以後に生産を開始した者は、**輸入国迂回を行っていないと示せることが条件**となります。

\* 業界団体で申請を行う場合は、**団体の構成員の2以上の者が調査対象製品を生産していることが必要**です。

## 調査開始時に必要となる要件

$$\text{申請を支持する国内生産者の生産高} > \text{申請に反対する国内生産者の生産高} (\times)$$

※申請に支持も反対も表明しない者は、この要件の算定時に考慮されません。

**1. 基本編**

**2. 実践編**

# 1. 基本編

## 2. 実践編

- 申請に必要なとなる主な情報
- 調査対象製品の定義
- ダンピングの有無の確認
- 国内産業への損害

# 申請に必要なとなる主な情報（① 第三国迂回）

「合理的に入手可能な」情報で記載

## ① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

調査対象製品に係る情報を収集

### ① 迂回輸入の事実

#### ・AD関税調査後の貿易動向の変化（原則1年分以上の情報を基に計算）

- 原措置調査開始後に原措置供給国から本邦への原措置対象製品の輸出が減少している
- 原措置調査開始後に原措置対象製品の材料の第三国への輸出が増加している
- 当該第三国から日本への迂回品の輸出が増加している

#### ・第三国で最終加工が行われていること

#### ・迂回輸入貨物の価額に占める原措置国産の原材料の価額の割合が概ね60%以上

#### ・第三国での最終加工が生産の工程において重要でないこと

- 第三国での加工により付加される価額の本邦に輸入される貨物の製造原価に対し占める割合が概ね25%以下
- 第三国での投資水準、調査及び研究の程度、加工の程度、加工の方法、生産設備の程度

#### ・ダンピングがあること

- 迂回品の価格が原措置対象製品の正常価格より低いこと

## ② 国内産業への損害の事実

以下の項目を検証（原則過去1年分以上）

#### ・迂回品の輸入量の推移（ベース：財務省貿易統計等）

#### ・国産品・迂回品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）損害指標（生産量、国内販売量、市場占拠率、売上高、利潤）の評価

（ベース：日本の生産者の財務データ）

# 申請に必要なとなる主な情報（②軽微変更迂回）

「合理的に入手可能な」情報で記載

## ① 調査対象産品の定義（産品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

### ① 迂回輸入の事実

#### ・AD関税調査後の貿易動向の変化（原則1年分以上の情報を基に計算）

- － 原措置調査開始後に原措置供給国から本邦への原措置対象産品の輸出が減少している
- － 原措置調査開始後に原措置供給国から本邦への迂回品の輸出が増加している

#### ・原措置対象産品と性質及び形状が近似していること

- － （例1）迂回品は、原措置対象産品から形状を丸型から四角型に変えただけであり、その他の物理的・化学的特性は、同じである。
- － （例2）化学物質が、精錬工程において微量加えられただけ あるいは、めっきやペイント等表面処理の方法を多少変えただけ であり、その他の物理的特性は同じである。
- － 迂回品が、用途、代替性、販売経路、関税分類、生産過程、生産設備及び生産費用の際、投資及び研究の程度、変更に必要な費用が完成品の価額に占める割合 について、原措置対象産品と実質的に差異が無いことを説明

#### ・ダンピングがあること

- － 迂回品の価格が原措置対象産品の正常価格より低いこと

調査対象産品に係る情報を収集

## ② 国内産業への損害の事実

以下の項目を検証（原則過去1年分以上）

- ・迂回品の輸入量の推移（ベース：財務省貿易統計等）
- ・国産品・迂回品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）損害指標（生産量、国内販売量、市場占拠率、売上高、利潤）の評価（ベース：日本の生産者の財務データ）

# 申請に必要なとなる主な情報（③輸入国迂回）

「合理的に入手可能な」情報で記載

## ① 調査対象製品の定義（製品の特性に関する情報）

物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討。

調査対象製品に係る情報を収集

### ① 迂回輸入の事実

#### ・AD関税調査後の貿易動向の変化（原則1年以上の情報を基に計算）

- 原措置調査開始後に原措置供給国から本邦への原措置対象製品の輸出が減少している
- 原措置調査開始後に原措置対象製品の材料の本邦への輸出が増加している
- 本邦での迂回品の販売が増加している

・本邦で最終加工が行われていること

・本邦で販売された迂回貨物の価額に占める原措置国産の原材料の価額の割合が概ね60%以上

・本邦での生産の工程が重要でないこと

- 本邦での加工により付加される価額の本邦に輸入される貨物の製造原価に対し占める割合が概ね25%以下
- 本邦での投資水準、調査及び研究の程度、加工の程度、加工の方法、生産設備の程度

・ダンピングがあること

- 迂回品の国内販売価格が原措置対象製品の正常価格より低いこと

### ② 国内産業への損害の事実

以下の項目を検証（原則過去1年以上）

・迂回品の輸入量の推移（ベース：財務省貿易統計等）

・国産品・迂回品の価格比較（ベース：国内統計、貿易統計、日本の生産者のデータ）損害指標（生産量、国内販売量、市場占拠率、売上高、利潤）の評価

（ベース：日本の生産者の財務データ）

# 調査対象製品の定義

- 調査対象製品は、物理的及び化学的特性、製造工程、用途、流通経路、輸入統計品目番号等を検討して特定する。
- 調査対象製品の範囲は、輸入統計品目番号と一致している必要はなく、一部のみを対象とすることもできる。その場合、税関で区別できること（目視や成分表での判別が可能等）が必要となる。

## 調査対象製品の定義は迂回類型によって異なる

### 原措置の調査対象製品と迂回品の関係



製品 A

原措置と同じ調査対象製品  
(第三国迂回)



製品 B

Aの類似品  
(軽微変更迂回)



製品 C

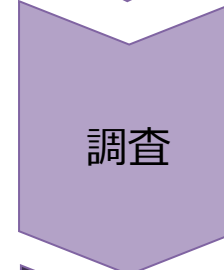
Aの材料  
(輸入国迂回)

- 第三国迂回：迂回防止調査の対象製品は、原措置と同じ製品 A となる。
- 軽微変更迂回：原措置の対象製品 A の類似品である製品 B となる。
- 輸入国迂回：原措置の対象製品 A の材料である製品 C となる。

## 調査対象製品の定義は申請・調査・課税に影響



- 申請段階において、申請者が収集するのは調査対象製品（輸入品・輸入品に対応する国産品）に係る情報



- 申請段階においては、申請者が、国内生産高の25%以上のシェアを持っていることが必要



- 調査開始段階においては、申請を支持する国内生産者の生産高 > 反対する者の生産高となることが必要

- 課税対象は、調査対象製品のみ

- 迂回課税を延長する場合、原措置のみ延長のと求めを行う。調査対象製品の定義は変更しない

# 【FAQ】複数国、複数の迂回類型を対象として同時に申請することはできますか？

- 複数国を調査対象国とすることは可能です。申請書では、迂回輸入については国毎、類型毎に説明し、国内産業への損害については全体で（対象国からの輸入による影響を全て合算して\*）論述することとなります。

【想定されるケース（原措置は甲国と乙国を対象）】

企業	迂回類型
甲国企業 A	第三国（丙国）迂回
その他の甲国企業	第三国（丙国）迂回
乙国企業 B	軽微変更迂回
その他の乙国企業	輸入国迂回

対象国は甲国  
と乙国の2つ

同一国であっても、  
企業毎に異なる  
迂回類型がありえ  
る。

# 【FAQ】 税率は国ごとに決まるのですか？

- 調査の結果迂回が認定された場合、税率は原措置の税率が適用されます。

## 【想定されるケース（迂回調査結果）】

原措置企業	迂回類型	迂回企業	適用税率
甲国企業 A	第三国迂回	丙国企業 A A (Aとの関連有り)	原措置におけるAに対する税率
その他の甲国企業	第三国迂回	丙国企業 X (調査に非協力。甲国企業との関連無し)	原措置における甲国その他レート
乙国企業 B	軽微変更迂回	乙国企業 B	原措置におけるBに対する税率
乙国企業 C	輸入国迂回	日本企業 C C (Cとの関連有り)	原措置におけるCに対する税率

対象国は甲国  
と乙国の2つ

同一国であっても、  
企業毎に異なる  
税率がありえる。

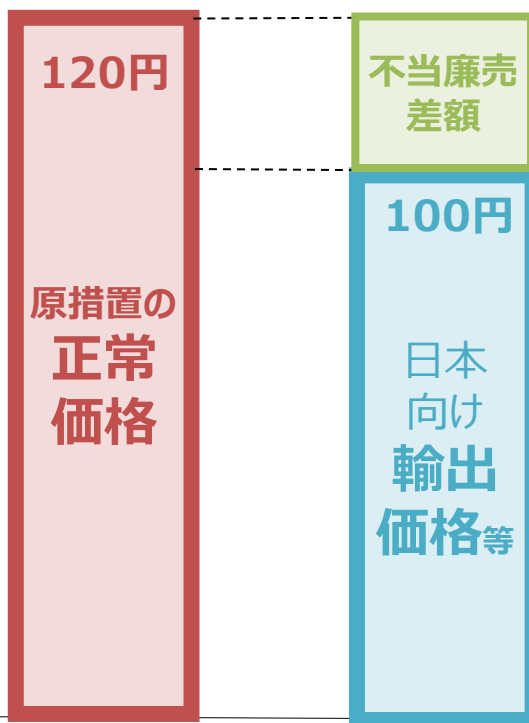
# ダンピングの有無の確認

- ダンピングの有無は、迂回品の輸出価格と原措置の正常価格を用いて確認する。  
(注：輸入国迂回の場合は、迂回品の国内販売価格)
- 原措置の正常価格より、迂回品の輸出価格が下回ってればダンピング有り

$$\text{ダンピング有り} = \text{原措置の正常価格} - \text{輸出価格} = 120\text{円} - 100\text{円} = 20 > 0$$

## 原措置の正常価格

※原措置の調査報告書に記載のダンピングマージン率と貿易統計の輸出価格から逆算する。(詳細は後述)



※第三国迂回、軽微変更迂回：迂回品の輸出価格（工場渡し）

輸入国迂回：国内販売価格

# ダンピングの有無の確認（輸出価格の算出）

- 「正常価格」と「輸出価格」は同じ貿易段階で比較する。原則、工場出荷段階の価格に揃える。（注：輸入国迂回の場合は、迂回品の国内販売価格）
- 調査対象者の輸出価格は、出発価格（輸出価格算定の出発点となる価格）から工場出荷後に発生した費用等（国内運賃、保険料等）を控除して算出する。
- 調査対象者は、質問状回答において控除対象となる各費用を回答する。調査当局は、現地調査でサンプル取引につき証憑の提出を求め、回答の正確性を検証する。

輸出国の生産者

輸出国の港

日本の港

貿易段階

工場出荷段階

FOB

CIF/CFR

発生する費用

輸出国内運賃  
輸出国内保険料

輸出国内  
荷役・通関費等

国際運賃  
国際保険料

輸入国迂回の場合：  
輸入時の諸費用（関税を含む）  
完成品の加工費、販管費等



# ダンピングの有無の確認（具体例）

## 【原措置の正常価格】（A国の通貨ベース）

項目	価格
原措置調査時点の対象貨物輸入価格【CIF価格】（計算の出発点）	98.34
－海上運賃・保険料（2%）	96.40
－船積諸掛（3%）	93.60
－輸出国内輸送費（4%）	90.00
<b>【計算結果（工場出荷段階輸出価格）】</b>	<b>90.00</b>
原措置のダンピングマージン率	70(%)
原措置の正常価格	153
原措置時点からのインフレ率	2%
インフレ調整後の正常価格	<b>156.06</b>

## 【迂回品輸出価格】（A国の通貨ベース）

項目	価格
現時点の迂回品輸入価格【CIF価格】（A国の通貨ベース）（計算の出発点）	98.34
－海上運賃・保険料（2%）	96.40
－船積諸掛（3%）	93.60
－輸出国内輸送費（4%）	90.00
<b>【計算結果（輸出価格）】</b> （注：輸入国迂回の場合は、迂回品の本邦での販売価格を使用）	<b>90.00</b>

この2つの価格を比較する

$$\text{原措置の正常価格} = (\text{原措置のDM} \times \text{原措置調査時点の工場出荷段階輸出価格} + \text{原措置調査時点の工場出荷段階輸出価格}) \times \text{インフレ率}$$

# 国内産業への損害

- 国内産業への損害については、以下3つについて検討することが必要。
  - i. **数量効果**：迂回輸入品の絶対的な増加、国産品との関係での相対的な増加の有無を検討。
  - ii. **価格効果**：迂回輸入品による国産品価格の下回り、価格の押し下げ又は価格上昇の抑制が生じているかを検討。
  - iii. **損害指標**：1 販売、2 利潤、3 生産高、4 市場占拠率、を検討。
- 損害指標については、迂回品の輸入により、原措置によりダンピング輸入品に課税したにもかかわらず、改善していないことを、総合的に評価する。



次頁で具体的な例をご紹介します！

## 国内産業への損害（数量効果の例）

数量効果の例	X年度	X + 1年度 (原措置により課税)	X + 2年度	対X年度
全世界輸入量	50千MT	50千MT	50千MT	-
原措置対象国 A 国からの 輸入量	50千MT	10千MT	0千MT	50千→0
迂回国からの輸入量	0千MT	40千MT	50千MT	0→50千
全世界輸入量に占める A 国の割合	100%	20%	0%	-100ポイント
全世界輸入量に占める迂 回国の割合	0%	80%	100%	+100ポイント
国内需要量*	80千MT	80千MT	80千MT	-
国内需要量に占める迂回 国産品の市場占拠率	0%	50%	62.5%	+62.5ポイント

\*国内需要量については、業界団体が集計する統計情報や生産動態統計が活用可

## 国内産業への損害（価格効果の例）

価格効果の例	X年度	X + 1年度 (原措置により課税)	X + 2年度
国産品の国内販売価格	180円	175円	173円
原措置輸入品の国内販売価格	158円	158円	輸入なし
迂回輸入品の国内販売価格	輸入なし	158円	154円
国産品と迂回輸入品の販売価格差	-	17円	19円
国産品と迂回輸入品の販売価格差率	-	9.7%	11.0%

# 国内産業への損害（損害指標の例）

損害指標の例		X年度	X+1年度 (原措置により 課税)	X+2年度	対X年度
国産品の国内販売量		100千MT	100千MT	100千MT	改善せず
国産品の市場占拠率[ 国産品の国内販売量 / 国内需要量 ]		50%	50%	50%	改善せず
国産品の自家消費量		100千MT	97千MT	98千MT	▲2%
国産品の国内販売額		50百万円	50百万円	50百万円	改善せず
国産品の自家消費額		17百万円	17百万円	16百万円	▲5%
売上高 (国内販売額 + 自家消費額)		90百万円	90百万円	90百万円	改善せず
利潤( 利益 )	営業利益	▲3.1百万円	▲3.1百万円	▲3.1百万円	負のまま
	経常利益	▲2.7百万円	▲2.7百万円	▲2.7百万円	負のまま
生産高( 量 )		120千MT	120千MT	120千MT	改善せず